

佐賀大学附属図書館貴重書コレクションのデジタル画像の利用に関する要項
(平成30年3月15日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、佐賀大学附属図書館利用規程（平成16年4月1日制定）第20条の規定に基づき、佐賀大学附属図書館（以下「図書館」という。）がウェブサイトで公開する貴重書コレクションのデジタル画像（館長が指定したデジタル画像を除く。以下「画像」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2 画像は、個人的用途のために非営利で利用する場合に限り、特段の手続きを要すことなく利用することができる。

(許可の申請)

第3 次に掲げる場合において画像の利用を希望する者は、所定の許可願を館長に提出し、その許可を受けることにより、利用することができる。

- (1) 出版物へ掲載する場合
- (2) ウェブサイトへ掲載する場合
- (3) テレビその他放送番組で使用する場合
- (4) その他当該利用が公衆の利用に供するものであると館長が認めた場合

(許可の条件)

第4 館長は、第3の許可を行う場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 学術研究・教育、文化に寄与する目的の利用であること。
- (2) 図書館が提供する画像であることを明示すること。
- (3) 画像を改変した場合は、その旨を明示すること。
- (4) 掲載した出版物、放送番組等で使用した映像の録画媒体を図書館に寄贈すること。

(免責)

第5 図書館は、画像を利用する者が画像の利用によって生じたいかなる不利益・損失等に対しても、一切の責任を負わない。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、画像の利用に関し必要な事項は、佐賀大学附属図書館貴重資料・地域貢献専門委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年 4月 1日から実施する。